

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	第一生命ホールディングス株式会社		コード	8750
提出日	2024/6/5		異動（予定）日	2024/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	佐藤 りえ子	社外取締役	○											△				有
2	増田 宏一	社外取締役	○													○		有
3	井上 由里子	社外取締役	○										△					有
4	新貝 康司	社外取締役	○										△					有
5	ブルース・ミラー	社外取締役	○										△					有
6	石井 一郎	社外取締役	○										△				新任	有
7	永瀬 悟	社外取締役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の佐藤りえ子氏は、2015年5月まで、旧第一生命が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に設置したアドバイザリー・ボードの委員であり、同氏と旧第一生命との間には、アドバイザリー・ボード委員の報酬支払いの取引がありました。その報酬は年額200万円であります。また、当社が2021年11月及び12月に調査業務を委託した石井法律事務所のパートナーであります。その弁護士費用は550万円であり、当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、客観的な視点から主に企業法務に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の定める社外取締役の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。
2	-	公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、客観的な視点から主に財務に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の定める社外取締役の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。
3	社外取締役の井上由里子氏は、2018年5月まで、当社が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に設置したアドバイザリー・ボードの委員であり、同氏と当社との間には、アドバイザリー・ボード委員の報酬支払いの取引がありました。その報酬は年額200万円であります。当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	知的財産法の担当教授としての豊富な経験及び専門分野を活かしたIT関連の制度・政策に関する見識を有しております。取締役会等において、客観的な視点から主に企業法務やIT戦略におけるデータガバナンスに係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の定める社外取締役の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。
4	社外取締役の新貝康司氏が2018年3月まで取締役を務め、過去において業務執行者であった日本たばこ産業株式会社について、日本たばこ産業株式会社およびその連結子会社と、当社および当社との間には、取引等がありますが、それぞれの売上の2%未満です。また、同氏は、2017年6月まで、当社が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に設置したアドバイザリー・ボードの委員であり、同氏と当社との間には、アドバイザリー・ボード委員の報酬支払いの取引がありました。その報酬は年額200万円であります。当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	グローバル企業における経営者としての豊富な経験や高い見識に加え、財務責任者として企業財務やM&Aに関する高度かつ専門的な見識を有しております。取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の定める社外取締役の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。
5	社外取締役のブルース・ミラー氏は、2022年4月まで、当社が同氏の行政機関及び駐日オーストラリア大使としての経験からグローバルな視点での政治・経済に関する幅広い助言を得ることを目的にアドバイザリー契約を締結しており、同氏と当社との間には、報酬支払いの取引がありました。その報酬は年額600万円であります。当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	グローバルな政治・経済の専門家であるとともに、当社の子会社であるTALの非業務執行の取締役（Non-Executive Director）として生命保険事業に関する豊富な経験や高い見識を有しております。グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の定める社外取締役の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しています。

6	社外取締役の石井一郎氏は、2018年9月まで、東京海上ホールディングス株式会社の業務執行者で、東京海上ホールディングス株式会社およびその連結子会社と、当社及び当社の連結子会社の間には、取引等がありますが、それぞれの売上の1%未満であり、当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	グローバル企業における経営者としての豊富な経験や高い見識に加え、大手金融機関における海外保険事業の責任者としてM&Aや買収後の統合プロセスに関する高度かつ専門的な見識を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の定める社外取締役の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれないと考えられるため、独立役員に指定しています。
7	社外取締役の永瀬悟氏は、2005年3月まで、当社の大株主であるJPモルガン証券株式会社の業務執行者でしたが、同社を退任後約19年が経過しております、当社の定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと判断し、詳細につきましては記載を省略します。	金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社のCFOとして資本政策や財務に関する豊富な経験を有する他、当社の子会社である第一フロンティア生命保険株式会社の社外取締役として生命保険事業に関する豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の定める社外取締役の独立性基準および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれないと考えられるため、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

■当社の定める社外取締役の独立性基準を、当社ホームページにて公開しています。
(https://www.dai-ichi-life-hd.com/about/control/governance/pdf/governance_001.pdf)

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。